

## 不当判決に抗議し、開門に向けた国の真摯な対応を望む

### 6/27 長崎地裁判決を受けて

2011年6月27日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

本日、諫早湾内の小長井漁民と諫早湾に隣接する大浦漁民が申し立てた開門及び損害賠償を求める訴訟の判決において、長崎地裁は、大浦漁民に対する損害賠償を認めたものの、肝心の開門については認めないという不当判決を言い渡した。

開門を否定する理由は、開門を求めた小長井漁民が漁を行っているタイラギやアサリ養殖業については、被害や因果関係が存在しない。コノシロ等の魚類については漁場環境の悪化が認められるものの、干拓事業が漁業補償を超える侵害をもたらす程度のものであったかどうかは明らかでないし、本件事業の公共性があるので、開門を認めないというものである。

確定した福岡高裁判決と真っ向から対立する不当判決である。

すでに福岡高裁判決は確定しており、国の開門は義務となっている。当然のことながら、今回の不当判決によって、国の開門義務は消え去るものではない。

今回の判決は、いたずらに事態を混乱させるだけの不当判決であり、われわれは直ちに控訴する所存である。

他方、昨年12月20日に福岡高裁判決が確定し、開門義務を負ったにもかかわらず、この間の国の対応は、極めて不誠実であった。

6月10日に開門アセス素案が公表されたものの、その内容は、従来の国の主張よりも更に多額の費用を対策工事費として計上し、肝心の対策工事の工期を示さず、挙げ句の果てには、開門の効果にすら疑問を呈するようなものであった。あたかも開門は不要で、無駄遣いと言わんばかりの開門アセス素案には、昨年12月6日の福岡高裁判決を真摯に受け止め、これを誠実に履行しようとする姿勢がまったく伺われない。

そのなかで、開門を切望する漁業者の間にも、開門に疑問を抱く人々の間にも、国に対する新たな不信と不安が渦巻いている。

われわれは、今回の不当判決に控訴するとともに、改めて国に対し、これまでの不誠実な対応を直ちに改め、真面目に開門協議を行うことを求める。幸い、長崎地裁には開門を不安視する人々が提起したいいわゆる開門阻止訴訟と2陣、3陣の開門訴訟が係属している。開門の権利者と義務者、開門を不安視する人々が一同に会する長崎地裁での協議は、開門を円滑に進める上で、また、開門への不安を一掃する上で、格好の場である。

潮受堤防閉め切りから14年が経過し、漁業被害はもはや極限にまで達している。国は、苦境に陥っている漁民の悲惨な現実と正面から向き合うべきである。

以上、声明する。